

# 告示

## 埼玉県告示第五百十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―十七―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字堤崎字後番三百九十三番一、四百十九番一、四百四十四番三  
大字中新井字坊山五百番三、認定外道路D六百六

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百七十九・七七立方メートル